



「入札契約適正化の徹底のための当面の方策について」を踏まえた直轄工事における入札契約の改善について

国土交通省大臣官房地方課公共工事契約指導室 企画調整係長 しょうじ かおる 庄司 郁

1. 入札契約の競争性・透明性の向上等について

(1) 指名業者名の事後公表

指名業者名の公表時期については、事前に指名業者名が明らかになると入札参加者間での談合を助長しやすいとの指摘が一部にある一方で、入札契約に関する情報の透明性の確保による恣意的な指名排除や、指名業者を探るための不正行為の排除、指名されなかった業者の不服申し立て機会の確保等の効果があるため、従前国土交通省では事前公表としてきたところである。しかしながら、事後公表した場合の効果と課題を検証するため、『公共工事の入札契約の適正化徹底のための方策検討委員会報告』（平成14年3月27日）において、国土交通省直轄工事においても一部において事後公表を試行することとされ、平成14年7月から実施してきたところである。

『入札契約適正化の徹底のための当面の方策について』（平成15年4月15日）においてもこの試行について継続することとされ、特に詳細条件審査型一般競争入札については平成15年6月1日以降すべてを事後公表の対象としたところである。

(2) 工事費内訳書の提出

工事費内訳書の提出については、入札参加者の適正な見積もり努力の促進、談合等の不正行為の

排除等を目的として、平成14年1月より試行を行ってきており、平成14年8月には試行範囲を拡大してきたところであるが、工事費内訳書の提出の全面的な導入に向けて、平成15年6月1日以降公募型指名競争入札においてはすべての工事において提出を求めるとともに、工事希望型指名競争入札、通常指名競争入札においても試行の割合を拡大（それぞれ50%、20%）することとしたところである。

2. 不正行為等の防止について

(1) 指名停止モデルの改正について

指名停止モデルは、国、公団等の公共工事発注者からなる中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）において制定されており、平成6年には贈賄、刑法談合、独占禁止法違反等の行為に対する厳正化を中心とした同モデルの全面的な改正が行われたところである。

今般、総合規制改革会議第2次答申（平成14年12月12日）競争政策分野において、「違反行為に対する抑止力強化を図り、公共契約における不適当な業者の混入を排除する観点から、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（中央公契連モデル）における贈賄、独占禁止法違反、刑法談合等の不正行為者に対する指名停止について、その運

用の明確性および手続の適正性の確保に一層留意しつつ、指名停止期間の延長等の強化を図ることを検討すべきである。」との答申がなされたところであり、入札談合等関与行為防止法の施行等も踏まえ、平成15年5月29日に中央公契連において指名停止モデルおよび運用申し合わせの改正がなされた。談合等の不正行為に対する同モデル等の強化は平成6年以来9年ぶりである。以下が主な改正点である。

① 企業の責任や体質が問われる場合の措置の強化

会社が組織として行った不正行為（贈賄，競売入札妨害，刑法談合）に対する措置の強化として、自発注，他機関発注を問わず，代表役員等，一般役員等が逮捕等される場合は，会社が組織として当該行為を行っているのみならず，これまでの事件が起きた地方ブロック内のみ措置としていたものを他の地方ブロックについても措置を行うこととした。さらに，代表役員等が逮捕等された場合には，より悪質性が高いと考えられることから，指名停止期間（短期）を1カ月プラスする加重措置を行うとともに，当該地方ブロックとそれ以外の地方ブロックの指名停止期間を同一とした。

また，談合情報が寄せられ，または発注機関の職員が談合があると疑うに足りる事実を得て，調査が実施された案件において，当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず，独占禁止法違反，競売入札妨害罪，刑法談合となった場合には，指名停止期間を加重するものとされた。

さらに，入札談合等関与行為防止法等に係る官製談合について，発注者に対して有資格業者が働きかけを行った場合等特に悪質性が認められる場合には，指名停止期間を加重するものとされた。

② 独占禁止法違反に対する長期期間の引上げ

これまでの指名停止モデルにおいては，自発注で当該地方ブロック内における独占禁止法違反の長期は9カ月とされており，贈賄罪や談合罪等の刑法違反より短い期間とされていた。これについて，独占禁止法違反の長期についても12カ月まで

引上げを行い，刑法違反同様の措置とするよう改正を行った。

③ 当該機関への贈賄罪について全国対応

これまでの指名停止モデルにおいては，有資格業者の使用人の贈賄罪については当該地方ブロックのみの措置とされていたが，当該機関における他の地方ブロックにおいても措置されることとなった。

④ その他の今回の改正点

これまでの指名停止モデルにおいては，運用申し合わせにおいて刑法談合の規定を準用するとされてきた競売入札妨害罪について，事案の増加などを受け指名停止モデル上に明記することとされた。

独占禁止法違反（他機関発注案件）に基づく刑事告発がなされ，告発対象者が一般役員等以上の場合には，上記刑法談合の場合と同様，指名停止区域を全国に拡大する改正を行った。

さらに，運用申し合わせにおいて，独占禁止法違反による公正取引委員会の排除勧告について，事業者が応諾を拒否した場合には，審判開始決定後審決が出た時点指名停止の始期とする改正を行うとともに，モデルにおける「不正又は不誠実な行為」（新モデル別表第2の14）の類型として有資格業者自らの過失により入札手続を大幅に遅延させる場合を追加し，落札決定後辞退等と同様に指名停止措置を行うことが明記された。

独占禁止法違反（他機関発注案件）に基づく刑事告発がなされ，告発対象者が一般役員等以上の場合には，上記刑法談合の場合と同様，指名停止区域を全国に拡大する運用の改正を行った。

(2) 経営事項審査の虚偽申請における資格認定の取り消し

不良不適格業者の排除を徹底するため，工事請負業者選定事務処理要領に規定される一般競争参加資格の認定取り消しについて具体的基準を明確化し，平成15年2月10日付けで通達を発出した。

具体的には，競争参加資格の認定内容に，虚偽申請された経営事項審査が使用されていることが明らかになった場合で，①故意に経営事項審査の

虚偽申請をしたことにより建設業法に基づく監督処分等を受け、かつ、当該監督処分等を受けた日から過去2年以内に同様に故意の経営事項審査の虚偽申請により監督処分等を受けた場合で、少なくとも1回は虚偽申請された経営事項審査が競争参加資格審査に使用されている場合、②経営事項審査の虚偽申請のため、正しく申請される時と比較し、経営事項評価点数に大幅な変動が認められた場合には、特に悪質性が高いと認められ、競争参加資格の認定取り消し等を行うこととした。

(3) 違約金特約条項の創設について

国土交通省では、工事および建設コンサルタント業務等の契約において、当該工事および建設コンサルタント業務等に関し談合等の不正行為を行った請負者について、発注者に違約金を支払わせる違約金条項を創設し、平成15年6月1日より施

行した。

具体的には、請負者が①独占禁止法第3条または第8条第1項第1号に違反したことにより公正取引委員会が請負者に対し課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、②公正取引委員会により告発され、独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき、③刑法第96条の3（競売入札妨害罪・談合罪）に規定する刑が確定したときに適用し、この場合に発注者の請求に基づき請負代金額（業務委託料）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として支払うものである（フロー図参照）。

本条項の創設により、不正行為があった場合の国に生じた損害の回復を容易にするとともに、談合等の不正行為の抑止効果を発揮することも期待されることである。

(参考：違約金条項のフロー図)

